# 供給約款等以外の供給条件認可申請書

営業業務発 27 第 27 号 平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の	別紙に記載したとおりであります。	
供給条件の内容	別紙に記載したとわりでありよう。	
実 施 期 日	平成 28 年 1 月 1 日以降相当の期間	
及び実施期間	平成 26 平 1 月 1 日以降相目の期间	

#### 料金その他の供給条件の内容

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、当社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島県の一部の地域に対し、3月11日、3月12日、3月15日に避難指示および屋内退避指示がなされ、また、4月22日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域の設定がなされた(以下、4月22日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示ならびに同区域における警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の設定を「避難指示等」という。)。また、当社は、平成23年8月3日に成立した原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、8月5日に、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ、確定した損害に対する本賠償(以下「本賠償」という。)に取り組んでいるところである。

このため、平成23年3月11日以降避難指示等がなされた地域から避難され、本賠償の対象となるお客さまが、当社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結しようとされる場合で、当該お客さまから申出があったときには、当該お客さまの平成23年3月調定分から平成28年2月調定分までの電気料金の支払期日を、平成28年5月2日まで延長する。

### 附 則

本供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件(平成27年10月1日付け20150925資第12号認可。)の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。

## 電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法	施行規則第27条第 1 号)
供給約款又は選択約款以外の供給条件による供	:給を必要とする理由

#### 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示等がなされた地域から避難され、本賠償の対象となるお客さまに対しては、現在、供給約款等以外の供給条件(平成27年10月1日付け20150925資第12号認可。)を設定しておりますが、今回の電気供給約款等の変更にあたりましても、引き続き同一の取扱いといたしたく、認可申請する次第であります。